

大阪大学防災基本規程

(目的)

第1条 この規程は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害及びこれ以外のもので総長が重大な災害と認めたもの（以下「災害」という。）が発生し、又は発生することが予想される場合（以下「災害発生時」という。）において、その被害を最小限度にとどめ、又は被害を未然に防止するため、大阪大学（以下「本学」という。）における防災の組織、訓練その他の災害対策の基本を定め、もって職員、学生、患者等（以下「職員、学生等」という。）の生命、身体及び教育研究施設等を災害から守ることを目的とする。

(他の法令等との関係)

第2条 本学における防災については、他の法令等に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第3条 この規程において「部局」とは、本部事務機構、附属図書館、各学部、各研究科、各附置研究所、各附属病院、各学内共同教育研究施設、各全国共同利用施設その他これらに相当する組織をいう。

2 この規程において「部局長」とは、前項に規定する部局長（本部事務機構にあつては、安全衛生管理部長）をいう。

(防災マニュアル等の作成)

第4条 部局長は、当該部局の実状に即した防災マニュアル等を作成し、職員、学生等にこれを周知するものとする。

(防災教育)

第5条 部局長は、職員、学生等に対し、日頃から研修等により災害及び防災に関する知識の普及に努めるものとする。

(防災活動)

第6条 部局長は、日頃から次の各号に掲げる防災のため措置を講ずるものとする。

- (1) 防災訓練
- (2) 施設、設備及び土地並びに危険物等の安全対策
- (3) 情報の収集方法及び伝達方法の整備
- (4) 避難経路及び避難場所の整備その他の避難対策
- (5) 飲料水、食料、医薬品等の災害時に必要な物資の調達対策
- (6) その他防災に関する必要な事項

(災害対策本部の設置)

第7条 総長は、災害発生時には、大阪大学災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置

し、災害対策本部長となるものとする。

2 災害対策本部長は、各部局及び関係機関等から災害に関する情報を収集し、連絡調整の上、災害対策業務を統括するものとする。

3 災害対策本部の構成及び担当業務は、別表のとおりとする。

(部局災害対策本部及び防災隊の設置)

第8条 災害発生時において、部局長が必要と認めたとき又は総長から指示があったときは、部局長は、部局災害対策本部を設置し、部局災害対策本部長となり、部局の災害対策業務に当たるものとする。

2 部局災害対策本部長は、当該部局の実状に即した防災隊を設置し、逐次災害の状況等を総長に報告するとともに、必要に応じて指示を仰がなければならない。

(部局間における相互協力)

第9条 第4条、第5条、第6条及び第8条において、部局の実状により必要があるときは、複数の部局が共同して対処することができる。

(協力の要請)

第10条 災害発生時の他の国立大学等への協力要請については、「災害時における近畿地区国立大学等のバックアップ体制について（平成8年10月25日近畿地区事務局長会議申合せ）」によるものとする。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成9年7月16日から施行する。

附 則

この改正は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成12年8月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成13年1月6日から施行する。

附 則

この改正は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年1月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成25年8月26日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年8月31日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年4月1日から施行する。

別表

組織・構成				担当業務
本部長	総長			総括
副本部長	理事			本部長の補佐及び本部長に事故あるときの職務代行

本部付	総務部長 企画部長 教育・学生支援部長 研究推進部長 共創推進部長 国際部長 財務部長 情報推進部長 施設部長 その他総長が任命した者			本部長の補佐及び必要な意見具申
安全衛生管理部	安全衛生管理部職員			災害対策本部各班の業務の総括及び連絡調整
(班名)	(班長)	(主査)	(班員)	
第一通報連絡班	総務部長	総務課長 人事課長	総務部職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文部科学省・警察署等その他の関係官公署との連絡調整 ・ 災害の実態の把握 ・ 部局からの諸報告の受理
第二通報連絡班	企画部長	経営デザイン課長 広報課長 男女協働推進課長	企画部職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新聞等あらゆる情報手段を用いての情報収集 ・ 諸機関等における外部への対応 ・ その他通報連絡等に関すること。
IT対策班	情報推進部長	情報企画課長 情報基盤課長	情報推進部職員の内から構成する者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務継続に必要なインフラ、システム及び周辺機器の損傷状況の把握 ・ 関係事業者と連携し応急復旧作業など早期業務復旧
物資対策班	財務部長	財務課長 資金管理課長 資産決算課長 契約課長 監査室長 不正使用防止	財務部職員の内から構成する者 監査室職員 不正使用防止計画推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防署との連絡 ・ 気象情報の確認連絡及び交通機関の調査 ・ 固定資産の被害状況の把握 ・ 救援物資等の搬出入及び保管・確保 ・ 施設等提供に伴う使用許可の手続 ・ その他物資対策等に関すること。

		計画推進室長	室職員	
第一被災者対策班	教育・学生支援部長	教育企画課長 学生・キャリア支援課長 入試課長	教育・学生支援部職員	<ul style="list-style-type: none"> ・学生の安否の確認 ・ボランティアの受入れ ・授業等の対策 ・その他学生被災者に関すること。
第二被災者対策班	研究推進部長 共創推進部長	研究推進課長 産学共創課長	研究推進部及び共創推進部職員の内から構成する者	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の安否の確認 ・避難住民に関すること。
第三被災者対策班	国際部	国際企画課長 国際学生交流課長	国際部職員	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人留学生の安否の確認 ・その他職員、外国人留学生被災者に関すること。
被災施設対策班	施設部長	企画課長 施設・環境管理課長 整備課長	施設部職員の内から構成する者 ハウジング課職員	<ul style="list-style-type: none"> ・災害拡大の防止 ・施設、設備及び土地の被害状況の把握 ・電気、ガス、水道及び電話等ライフラインの早期復旧 ・その他被災施設等に関すること。

※ 本表は、通常の勤務時間内における構成及び担当業務であり、夜間及び休日等の勤務時間外においては、適宜構成するものとする。